

スポーツ団体ガバナンスコードの構成（イメージ） ＜中央競技団体向け＞

第1章 中央競技団体における適正なガバナンスの確保について

1. なぜ中央競技団体におけるガバナンスの確保が求められるのか

- スポーツ基本法の規定や中央競技団体の特徴等を踏まえて、ガバナンスの確保が求められる背景等について記載

2. NF のガバナンス確保に向けた新たな仕組みについて

- スポーツ団体ガバナンスコード（以下「コード」という。）の策定、「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」の位置付け、統括団体によるコードへの適合性審査の実施等、NF のガバナンス確保に向けた新たな仕組みについて記載

3. コードの役割と自己説明の在り方について

- コードの役割や、コードの遵守状況（直ちに遵守することが困難である場合も含む）に関する自己説明の在り方について記載（別添参照）

第2章 スポーツ団体ガバナンスコードの規定及び解説

原則 1 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。

- (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること**
- (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること**
- (3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること**

【求められる理由】

- 求められる理由を分かりやすく記載

【補足説明】

(1) について

- 規定ごとに、用語の定義や実際に取り組む上で参考となる補足説明を記載

第3章 ガバナンス・チェックリスト

- 規定ごとに、「…しているか？」といった形で、NF が遵守状況をセルフチェックできる内容を記載

【別添】 スポーツ団体ガバナンスコードの役割と自己説明の在り方（案）

- 中央競技団体（以下「NF」という。）は、唯一の国内統括組織として、多くのステークホルダーに対して様々な権限を行使し得るなど、大きな社会的影響力を有するとともに、各種の公的支援を受けており、国民・社会に対して適切な説明責任を果たしていくことが求められる公共性の高い団体である。
- コードは、このような公共性の高い団体であるNFがガバナンスを確保し、適切な組織運営を行う上での原則・規範を定めたものである。各NFにおいては、コードの遵守状況（直ちに遵守することが困難である場合を含む。）について、具体的かつ合理的な自己説明を行い、これを公表することが求められる。
- NFの法人形態や業務内容、組織運営の在り方は、団体によって異なることから、コードの全ての規定が必ずしも全てのNFに適応されるとは限らない。そこで、NFにおいては、自らに適用することが合理的でないと考える規定については、その旨を説明することが必要となる。
- その際、単に自らの団体の慣習等に合わない、現在の役員等の賛同を得ることが難しいといった主観的な主張のみに依拠した説明は合理的とは認められず、業務の内容等に鑑みて、当該規定が自らの団体に当てはまらないことについて、対外的にも理解が得られるような合理的な説明をすることが求められる。
- また、人的・財政的な制約等から、直ちに遵守することが困難である規定がある場合は、その具体的かつ合理的な理由のみならず、遵守に向けた今後の具体的な方策や見通しについて説明することが求められる。その際、達成の目標時期を示すことが望まれる。
- NFについては、統括団体が適合性審査を行うこととなるが、コードへの適合性という観点から、具体的にどのような自己説明が許容され得るかについては、今後、統括団体が策定する審査基準に基づき、適合性審査において個別具体的に判断されることとなる。
なお、統括団体は、上述のとおり、審査基準について、加盟中央競技団体の実情を踏まえ、一定の柔軟性を有するものとするとしているところである。